

●香川県告示第476号

平成21年香川県告示第99号（ビクターバースとして利用可能な係留施設）の一部を次のように改正し、平成25年10月15日から施行する。

平成25年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種類	名称	所在地	施設延長(m)	港湾名	港湾施設の種類	名称	所在地	施設延長(m)
多度津港	係留施設	略			多度津港	係留施設	略		
土庄港	〃	<u>2号浮棧橋</u>	<u>小豆郡土庄町吉ヶ浦</u>	<u>30</u>					
坂手港	〃	<u>坂手第1岸壁</u>	<u>小豆郡小豆島町坂手</u>	<u>122</u>	坂手港	〃	<u>坂手第2岸壁</u>	<u>小豆郡小豆島町坂手</u>	<u>188</u>
略					略				